

岩手県告示第522号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、次のとおり都市計画を変更した。

令和7年8月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 都市計画の種類 都市計画施設（道路）
- 2 都市計画を変更した土地の区域
 - （1） 宮古市金浜第7地割から松山第7地割まで（別紙図面のとおり。）
 - （2） 宮古市藤原三丁目から根市第7地割まで（別紙図面のとおり。）
 - （3） 宮古市本町から藤の川まで（別紙図面のとおり。）
- 3 変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧の場所 岩手県県土整備部都市計画課及び沿岸広域振興局土木部宮古土木センター並びに宮古市役所

備考 「別紙図面」は、省略し、変更に係る都市計画の図書又はその写しの縦覧場所に備えておいて縦覧に供する。